

答弁書第一七〇号

内閣参質一七一第一七〇号

平成二十一年五月二十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員牧山ひろえ君提出調理師免許に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員牧山ひろえ君提出調理師免許に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省としては、御指摘のような指摘がされていることを踏まえ、インターネットを利用した方法により届出様式を入手しやすくするなど、届出負担を軽減するための措置について現在検討しているところである。

二について

御指摘の届出受理事務が都道府県の自治事務であることにかんがみると、その事業費については、各都道府県において地域の実情に応じた適正な額を算出すべきものであると考えている。

三について

政府としては、既に食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施しているところであり、必ずしも業として調理を行うことができる者を調理師に限定する必要があるとは考えていない。

四について

お尋ねについては、調理師の資質の向上に資するため、厚生労働省においては、調理師法（昭和三十三年

年法律第四百七十七号) 第八条の三に基づき調理技術の審査を実施しているところであり、都道府県等において、必要な研修等が行われているものと承知している。